

使用廃止届出書

年 月 日

大阪市 市長 様

住所  
届出者  
氏名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

- ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設
- 特定施設 (ダイオキシン類)
- 特定施設 (騒音・振動)
- 届出施設 (ばいじん・有害物質・粉じん)
- 届出施設 (騒音・振動)
- 固定型内燃機関

の使用を廃止したので、

- 大気汚染防止法第11条  
(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)
- ダイオキシン類対策特別措置法第18条
- 騒音規制法第10条・振動規制法第10条
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第30条
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第91条
- 大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領第4条第1項第5号

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(電話番号 )	使用を廃止した施設の概要	<input type="checkbox"/> 大気関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> ダイオキシン類関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> すべての騒音関係施設 <input type="checkbox"/> すべての振動関係施設
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 )	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
施設の設置場所		※施設番号	
使用廃止年月日	年 月 日	※備考 (收受印等)	
使用廃止の理由			

注意 この届出は、廃止した日から30日以内に届け出ること。

※期限遵守指導済

- 備考
- 1 施設の設置場所の記載欄については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。
  - 2 ※の欄には、記載しないこと。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 4 騒音・振動関係施設においては、すべての使用を廃止したときに届け出ること。

## 使用を廃止した施設の概要

		施 設 の 種 類	規 模	施 設 番 号
大 気 汚 染 防 止 法		ばい煙		
		特定粉じん		
		一般粉じん		
		揮発性有機化合物		
		水銀		
ダイオキシン類対策特別措置法				
大 阪 府 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例	ばい煙	ばいじん		
		有害物質		
		粉じん		
固定型内燃機関				